

# 山田出雲守複数人説について

## 伯耆山田氏とは

伯耆國又米郡山田別宮周辺を基盤とした一族。最後の当主山田民部丞の跡を、永祿05年（一五六二）頃、長田名字の平三左衛門尉（四年後出雲守）が相続した。二人とも藝州毛利氏に従い活躍。特に出雲守（重直）は伯馬・因幡・美作・出雲・筑前に足跡を記した。因幡では徳古城・鴨尾城の在番を務めた。また天正07年（一五七九）09月、小鴨元清・南條元續が毛利陣営を離脱した際にも毛利軍の一翼を担い、後、毛利に従い伯耆から退去した。

## 山田出雲守複数人（別系）説 文言上の不審

1571 ○元龜02年05月08日06／10（包紙部略）  
先度、岩倉における合戦の時、敵宗徒の者三人、御方御人数討ち捕らるるの由に候。毎事御心懸げ、御馳走比類無く候。寔に御粉骨の至りに候。殊に、頃は淀山□□仰せ付けられ候や。御方御筆の由、御辛勞に候。□□の儀者は申す能わす候。併ら藝州御馳走に候。なお小佐山田迄申し上七候の間、演説有るべく候。恐々謹言。  
五月八日 元春花押

山田出雲守殿御宿所

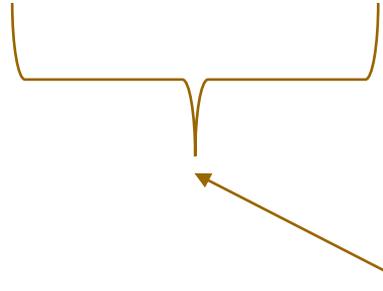
（岩國徴古館所藏「山田家古文書」巻01-002）

## 伏線にある文書 不審1とすると次掲文書への説明が容易になる

1582 ◎天正10年11月16日12／11

八橋普請の儀任  
先奉書之旨令  
免除候爲其一  
筆令申候恐々謹言  
天正十 河野美濃守  
霜月十六日春頼（花押）  
山田出雲守  
方宗（花押）  
神主社人

八橋普請の儀、  
先の奉書の旨に任せ  
免除せしめ候。それがため一  
筆申さしめ候。恐々謹言。



\*この人物は誰か？（山田出雲守重直が直前まで活動中）

（伯耆万見神社「池本正頼氏所藏文書」）

**主旨**／文を山田出雲守に充てつつ情報は「山田迄」伝えたとするのは不自然。明らかに別人／西系史料に見える「山田出雲守」の行動に微妙なズシがある。埋文HP扱い  
萩系↓系統不定（民部丞の後に山田出雲守が出現、の認識だけは共有）  
寄組山田吉兵衛家文書（原本十若干の写し）・関関録・譜録  
岩國系↓伯耆山田氏由来  
山田家古文書・藩中諸家古文書纂

## 複数人説への疑問

主旨／「山田迄」の理解を尊重しても、「別系証明は、迅速且つ田満に行えない」矛盾  
別系を明確に拒む史料を看過+重複情報が増加+そもそも別系該当者が未証明

## 文言解釈や比定年次による論争は水掛け論で、別系・一系の成否判断が早道

## 同一人説による考証結果

- ① 萩系も岩國系も同じ伯耆山田氏からの分かれ（今回は一部のみ紹介）
- ② 重直と明記する最終史料は推定天正10年06月12日まで
- ③ 「出雲守方宗」の初見史料が天正10年11月16日（②と④に割り込む）
- ④ 重直と思われる出雲守の存命は、推定天正11年02月27日まででは確認可能
- ⑤ 藏人子息（與十郎元宗）系・藏人弟（次郎五郎）系は共に山田出雲守方宗たり得ない

別系説は無理。その立脚点も重直11方宗の選択肢しか残らない

## 山田・長田氏略系譜



\*出雲守は長田又五郎→長田平三左衛門尉→山田平三左衛門尉→山田出雲守

初名「重直」 晩年に「方宗」？ 1562 永祿05年10月 1566 永祿09年

\*重直子息「又五郎（藏人）」は「藩中諸家古文書纂」と「譜録」に文書交錯

■萩系のみ ■岩國系のみ ■西系共通

1232 ■御成敗(貞永)式目第八条 「年紀法(所有権の時効に関する法律)」「御下文(幕府の出した権利証書)を兼ぶると雖も知行せしめず年序経たる所領の事右、当知行の後、廿箇年を過ぎたる者は、右大將家の例に任せ、理非を論せず、改替するあたはず。而るに知行の由を申し御下文を掠め給はるの輩、彼の状を帯びて雖も叙用するに及ばず。」

\* 当知行(本知行の対極語)言い換えれば本知行者の権利も20年で失効)

\* 御成敗式目の法理念は室町幕府や戦国家法にも引き継がれる

1574 ●天正02年04月05日05/05【一部分】  
六項目略

以上

右 御判頂戴致し候と雖も、未だ安堵仕らず候。連及を以て御詫言致すべき事、専要に候なり。仍て、證據件の如し。

天正貳

四月五日

吉川式部少輔殿

和泉守經安(花押)

1581 ●天正09年02月26日04/09【一部分】  
五項目略

不知行在々所々の事、父經安公これを注し置かれ候。連及を以て秘訴致すべき事、専要なり。仍て後日のため、一筆件の如し。

同年同日

吉川龜壽丸殿

式部少輔經家(花押)

①年末詳吉川元春書状写(包紙部略)

御秘訴の儀に就き、重書仰せを蒙り候。慥かに承知せしめ候。先度山民上るの時、申し入れ候如く、吉田に至り伺い申し候條、事の趣、聽て申し入れるべく候。聊か我等において別儀有るべからず候。申すに及ばず候と雖も、いよいよ其の表の儀、御緩み無き御行肝要に候。御馳(走脱力)頼み存じ候。恐々謹言。

八月晦日

山田出雲守殿

御宿所

元春花押(花押影で類推できないのが痛い)  
(1566永禄09年01月25日、毛利元就が允可)

\* 山民—山田民部丞の略記

山出も含め、この時代多用される。同人は萩系のみ

(右國徴古館所蔵「山田家古文書」巻02—022)

1582 ②天正10年06月12日07/11 本能寺の変直後と思われる  
羽衣石家中正儀無きの由に候間、自然、明け退き候するやと思し召され、御家来衆差し出され、尾頭において南通路の者討ち果たされ、頸差し越され候。御行の段、比類無き儀に候。我等事、明日ハ泊へ着たるべく候間、程近く承り申すべく候。左候条、審か能わす候。恐々謹言。

弥八郎

六月十二日

元盛花押

重書御返報 \*重直名義の最終史料

1583 ④天正11年02月27日04/19

羽衣石落城(前年09/29前)後、最速での比定

其万事一度此口長及在番候而老足

其万事、今度此口長及在番候て、老足

別而辛勞之段祝着之至候仍連及愁訴之儀聊無忘却候雖然東三郡之儀

別して辛勞の段、祝着の至りに候。仍て連々愁訴の儀、聊かも忘却無く候。然りと雖も東三郡の儀

悉相賦於于者明所少茂無之候然恐者

悉く相賦今に於ては明所少しもこれ無く候。然らば

雖少所之儀候伯州久米郡之内鹿野分拾八石同郡之内小東境分拾石合貳拾八石

少所の儀に候と雖も、伯州久米郡の内鹿野分拾八石、同郡の内小東境分拾石、合せて貳拾八石

地之事進之候全可有知行事肝要候恐々謹言

地の事、これを進らせ候。全く知行有るべき事、肝要に候。恐々謹言。

一月廿七日

元春(花押)

山田出雲守殿

進之候

1582 ⑤天正10年01月09日02/11

元

天正十

正月九日輝元 御判

山田與十郎殿

(山口縣立文書館所蔵「寄組山田吉兵衛家文書」)

1583 ⑥天正11年06月04日07/22

御方の儀、出雲守方に對し所々において進らせ置候地等の事、所勘相違有るべからず候。全書知行肝要に候。仍て一行、件の如し。

天正十一年六月四日

元春花押

山田次郎五郎殿

次郎五郎が方宗だとすると、③以前に彼は重直から家督を譲られていたはずだが、実際はこの通り。よって③段階で彼もまた出雲守たりえない。

(右國徴古館所蔵「山田家古文書」巻01—010)